



主な屋外広告物の許可手数料

屋外広告物の設置許可を受けるには、岐阜県屋外広告物条例および可児市手数料徴収条例に基づき下の一覧表のとおり手数料を納付していただきます。

なお、許可期間経過後も引き続き設置する場合は、許可期間更新の申請が必要です。

| 種類 | 区分 | 許可期間 | 手数料 |
|------------------------------|---------------------------|-------|--------|
| 野立広告 屋上広告 突出広告 壁面広告 | 照明電飾設備付きの場合、 表示面積5㎡につき | 1年 | 1,200円 |
| | | 2年 | 2,090円 |
| | | 3年 | 3,080円 |
| | 照明電飾設備なしの場合、 表示面積5㎡につき | 1年 | 900円 |
| | | 2年 | 1,520円 |
| | | 3年 | 2,240円 |
| 立看板 | 1枚につき | 2カ月以内 | 200円 |
| はり紙 | 100枚につき | 以内 | 400円 |
| はり札 | 1枚につき | | 80円 |

最近2年間の屋外広告物許可の状況

市は、屋外広告物の許可申請を行っていただくよう、積極的に指導しています。

屋外広告物をすでに設置している人、これから設置を予定している人で、許可が必要な場合は許可申請の手続きをお願いします。

| 年度 | 新規許可 | 更新許可 | 合計 |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 平成18年度 | 166件 2,907,780円 | 243件 2,307,750円 | 409件 5,215,530円 |
| 平成19年度 | 552件 5,993,000円 | 310件 3,062,800円 | 862件 9,055,800円 |

歳入歳出実績報告書による(上段)許可件数、(下段)許可手数料

知っていますか 屋外広告物のルール

私たちが生活するまちには、いろいろな広告物が出されています。これらの広告物は、私たちの身近な情報源として大きな役割を果たすとともに、まちに賑わいや活力をもたらしてくれます。

しかし、広告物が無秩序に出されると、まちの美観を損なうことや、思わぬ事故が発生する場合もあるため、岐阜県では広告物が適正に設置されるよう屋外広告物条例を定めています。

また、市独自の取り組みとして、平成21年4月の施行を目標に景観条例を策定し、「景観まちづくり」を進めていく方法の一つとして、市による違法看板の除却(撤去)や地域住民の方によるボランティア活動での違法看板の除却(撤去)を推進・支援していきます。



屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、個人や法人の名称、商品名などの文字表示から、標識やシンボルマークなどの記号表示や、その内容が営利を目的としないものまで含まれています。

また、屋外広告物を表示する際は、岐阜県屋外広告物条例による規制があります。

屋外広告物を設置するには、許可の申請が必要な場合があります

野立広告物

自己の店舗や事務所に表示する屋外広告物以外の野立広告物については、表示面積に関わらず許可申請が必要です。

屋外広告物を設置する場合で、許可申請が必要な場合は、左ページのの流れに沿って許可の申請をしてください。

屋外広告物の許可申請が必要な場合

自己の店舗等に表示する広告物
自己の店舗や事務所に表示する屋外広告物で、表示面積の合計が10㎡を超えるものを設置する場合は許可申請が必要です。

屋外広告物が複数ある場合には、その合計の面積で判断します。

屋外広告物の許可申請とは

広告物を表示し、または広告物を設置しようとする人は、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければなりません。



違反屋外広告物 除却ボランティアを募集します

市内には、道路・歩道上や電柱などに不法に設置されている違反広告物の除却（撤去）を目的としたボランティア団体（現在4団体40人）が活動されています。

しかし、これらボランティア団体の活動や市の定期的な除却活動にも関わらず違反広告物は後を絶たず、地域の景観や住民の生活環境に悪影響を及ぼしています。

市は、さらに多くの地域住民の皆さんの協力を得て、まち全体で違反広告物を設置させない雰囲気をつくり、美しいまちなみを目指すため、ボランティアで違反広告物を除却してくださる除却協力員（団体）を募集します。

任期
認定日から2年間で、更新可能です。

申込方法
申込書類に必要事項を記入の上、都市計画課、兼山振興事務所、各連絡所へ提出してください。

提出書類は、認定申請書、協力員候補者名簿、活動計画書、活動地域を示す図面、除却後の一時保管場所を示す図面です。



募集概要

活動内容
違反屋外広告物を、ボランティアで除却。

資格
市内に居住または通勤・通学する20歳以上の人で、2人以上で構成された団体。

協力団体の認定
市長が「可児市違反屋外広告物除却協力団体」と認定した団体に、認定書を交付します。

協力員の任命
認定を受けた団体の協力員は、除却活動を行う前に市が開催する講習会を受講していただきます。受講終了後、除却協力員であることの身分証明書を交付します。活動時には身分証明書を携帯していただきます。

屋外広告物の許可申請や違反広告物除却ボランティアなどについて、詳しくは問い合わせください

問合せ先 都市計画課景観係



活動の様子

協力団体のご紹介

広見東まちづくりルール審議会
平成18年5月から、毎月第3日曜日に、広見東部地区の自治会役員などを中心に、地区内を巡視しています。協力員の皆さんのご尽力により、当地区内の違反広告物はほとんどなくなりました。

桜ヶ丘公道美化連帯
平成18年5月から、桜ヶ丘ハイツの閑静な景観を守っていくため、公道に看板が置かれないうように、また電柱にはり紙がされないように巡視活動をしています。

このような屋外広告は違反です

下の写真のような道路・歩道に置いてある看板や、電柱・信号機・街路灯・歩道橋・ガードレール・ガードパイプなどに付けられている立看板・はり紙・のぼり旗などは岐阜県屋外広告物条例に違反するものです。

このような屋外広告は、交通安全の維持・景観の保持のために、除却（撤去）します。交通安全協会ののぼり旗など公共の用に供するものおよび、条例で認められている電柱への巻き看板・そで看板は除きます。



電柱や信号機につけられたはり紙



歩道に置かれた置き看板



ガードパイプにつけられたのぼり旗



電柱につけられた立看板

最近3年間の違反屋外広告物の簡易除却の状況

市は定期的に市内を巡回し、違反広告物の除却（撤去）を実施しています。また、違反屋外広告物除却ボランティア団体の活動により、交通安全の維持・地域景観の保持に努めていただいています。

| 年 度 | 立看板等 | はり紙等 | 合 計 |
|--------|------|--------|--------|
| 平成17年度 | 756枚 | 2,211枚 | 2,967枚 |
| 平成18年度 | 221枚 | 3,084枚 | 3,305枚 |
| 平成19年度 | 136枚 | 1,786枚 | 1,922枚 |